

事業名	自然環境保全地区等指定管理事業費	財務コード (事業)	126101
-----	------------------	---------------	--------

細事業名	自然環境保全地区等管理事業費
------	----------------

担当部課室	森林環境 部	みどり自然 課	自然保護 担当 (内線)	6508
-------	--------	---------	--------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S48 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託・直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 将来にわたって保存していく必要がある地区や動植物等	その対象をどのような状態にして 適正な管理が行われ保全されている	結果、何に結びつけるのか 健全な自然環境の保全
	山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区の指定及び管理を行う。 自然環境保全地区とは、山梨県自然環境保全条例に基づいて、県内の優れた自然環境等を保全することが特に必要と認められる地域のことである。 ○自然環境保全地区等の管理 69箇所ある自然環境保全地区等の管理を20市町村に委託するとともに、古くなったり壊れた標識の立て替えを行う。 平成23年度標識設置箇所:1箇所(修繕) ○自然環境保全地区又は自然記念物に指定された土地の固定資産税を減免するため、土地所有者に対して交付金を支払う。 平成23年度:延べ54人、273,100円		
事業の内容 ※主に 23年度			
根拠法令等	山梨県自然環境保全条例、山梨県自然環境保全地区等管理委託要綱、山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	地区の管理委託	20市町村	20市町村	20市町村	20市町村	活動指標 地区の管理委託:指定市町村数 標識の設置・補修:過去の実績を参考に設定 データの出典等 山梨県自然環境保全図
	標識の設置、補修	3箇所	2箇所	1箇所	2箇所	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			%		
成果指標						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%		
決算額、予算額	3,621		3,464	9,464	3,464	成果指標によらない成果 自然環境保全地区等が市町村の管理等により、指定時からの著しい状況の変化も生じることなく適正な管理が行われ、また、指定を解除された地区等もなく、初期の目的のとおり保全されている。
(千円) うち一財額	3,621		3,464	9,464	3,464	
所要時間(直接分)	50 時間		50 時間	50 時間	50 時間	
所要時間(間接分)	30 時間		30 時間	30 時間	30 時間	
所要時間計	80 時間		80 時間	80 時間	80 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	162		162	162	162	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 指定されている自然環境保全地区等の管理については、目標どおり20市町村に管理を委託している。 また、自然環境標識の修繕箇所は予定の2箇所に対して1箇所だけの修繕で済んだことから、ほぼ予定したどおりの活動量があった。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 自然環境保全地区等が市町村の管理等により、指定時からの著しい状況の変化も生じることなく適正な管理が行われ、また、指定を解除された地区等もなく、初期の目的のとおり保全されていることから、意図した成果をほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	自然環境保全条例に基づき指定されている、69地区の自然環境保全地区等についての情報を、今まで以上に県民に周知していく必要がある。 県民が自然環境保存地区に関心を今まで以上に持つことにより、良好に保全されることが可能となる。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	自然監視員からの情報収集を綿密に行い状況把握に努めるとともに、自然環境保全地区等の情報を適宜HPに掲載するなどしてPRに努める。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。